

天理市訓令甲第1号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

天理市長 並 河 健

第12条第6号中「その他将来財政負担等」を「将来の財政負担及び」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の号を加える。

(7) その事務が財務会計に関連し、必要のあるものについては、総務部長、総務課長又は財政課長

別表1中

「

支出負担行為 兼支出命令		予算に計上された電気、ガス、水道及び電話の料金、下水道使用料、郵便料金並びに旅費の支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。
-----------------	--	--

を

」

「

支出負担行為 及び支出負担 行為兼支出命 令	1件500万円 未満の支出負担 行為の決定及び 1件500万円未 満の支出負担行 為兼支出命令の 決定に関するこ と。	1件50万円未満の支出負 担行為兼支出命令の決定に 関すること。 予算に計上された報酬、 旅費、燃料費、光熱水費、 賄材料費、電話料金、郵便 料金等、通行料及び駐車料、 市債の元利償還金並びに一 時借入金利子、基金繰替運 用利子及び基金利子積立金 並びに定例的な扶助費、措
---------------------------------	--	--

に、

		置費、医療費及びこれらに類するものの支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。
--	--	---

」

「

支出命令	支出負担行為の決定に基づく1件2,000万円未満の支出命令に関すること。	支出負担行為の決定に基づく1件1,000万円未満の支出命令に関すること。
------	--------------------------------------	--------------------------------------

を

」

「

支出命令	支出負担行為の決定に基づく1件2,000万円未満の支出命令に関すること。	支出負担行為の決定に基づく1件1,000万円未満の支出命令に関すること。
予備費の充用及び予算の流用	1件50万円未満の予備費の充用及び1件50万円未満の予算の流用に関すること。	

に改める。

」

別表2 総務課の項中

「

物品の購入等の供給決定及び支出負担行	予定価格100万円未満の物品の購入、製作、	50万円未満の物品の購入、製作、修理加工、運搬等に係る支出負担行為兼支出命
--------------------	-----------------------	---------------------------------------

を削り、

為兼支出命令	修理加工、運搬等の供給決定に関すること。	令の決定に関すること。
--------	----------------------	-------------

同表財政課の項中

予備費の充用及び予算の流用	1件50万円未満の予備費の充用及び1件50万円未満の予算の流用に関すること。	1件20万円未満の予備費の充用及び1件20万円未満の予算の流用に関すること。
支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令	予算の範囲内における1件500万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。	<p>予算の範囲内における1件50万円未満の支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p> <p>予算に計上された定例的な扶助費、措置費、医療費及びこれらに類するものの支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p> <p>予算に計上された市債の元利償還金、一時借入金利子、基金繰替運用利子及び基金利子積立金の支出負担行為兼支出命令の決定に関すること。</p>

を削る。

附 則

この規程は、令和5年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。